

1. 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。この認識のもと本校では、いじめの防止、早期発見等のための取り組みを継続して行うとともに、いじめが発覚した場合の対応について基本方針を策定する。しかし、いじめには様々なレベル・形態があるため、画一的な対応をするのではなく、その都度最善と思われる対応をすることが重要であると考えている。

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義にもとづき、本校では、
①いじめがどの生徒にも起こり得る問題であること
②遊びや悪ふざけなどであっても、当該生徒が心身の苦痛を感じていれば、それはいじめであること
という 2 点に鑑み、いじめを広くとらえ、いじめを見落とすことがないように、認知件数を増やすとともに、情報の共有と組織的な対応を行っていく。

2. いじめの未然防止、早期発見のための取組

いじめを生む土壌を小さくし、また早期発見のための取り組みを継続して行うことが重要である。

（１）いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
日々の学校生活の改善からいじめの未然防止が始まることを認識し、いじめを許さず、見過ごさない雰囲気づくりに教職員は留意する。各教職員は生徒に対する不適切な言動、差別的な態度をしないよう注意するとともに、生徒間にひやかし、からかい等が生じないよう留意し、そのような言動が認められた場合はその場で、または直後に注意する。

（２）生徒の様子、変化の把握
授業や休み時間の様子、行事への参加態度や友人関係などの観察、あるいは学級日誌などを通して、教員は日頃から生徒・学級の様子や変化を把握するよう心がける。担任は必要に応じて個別面接や学校生活についてのアンケートを行い、現状を把握するよう

に努める。年 5 ～ 6 回行われる保護者会においても、適宜、個人面談を行うなどして、各生徒、各学級の状況把握を行う。

（３）いじめの認知件数を増やす取り組み
いじめがどの生徒にも起こり得る問題であるという認識に立ち、（１）・（２）の取り組みに加え、生徒が大人（教職員や保護者）に相談しやすい雰囲気をつくること、また年 2 回程度の「いじめに関するアンケート」の実施によって、いじめをできるだけ早い段階で認知することをめざす。今日、いじめの認知件数が多いことは、決して恥ずべきことではなく、学校として早期に対応できていることをしめすものであるとされている。逆に認知件数が極端に少ないときは、見過ごされているいじめが多く存在している可能性があり、注意しなければならない。

（４）生徒の対人関係、集団づくり、社会性の育成
学級、学年、部会活動などにおける生徒同士の交流を通じて、生徒個人が集団の一員として適切な所属意識を持ち、健全な社会性を育成できる機会を提供できるよう、教職員も支援する。
部会コーチ、目路はるか教室講師など教職員以外の大人と接触する機会を積極的に設け、また行事、課外活動を実施することで、生徒の社会性の育成に努める。外部の専門家を招いての「いじめワークショップ」の実施などを通して、いじめ防止のための啓発活動も推進する。

（５）インターネット・SNS 等を通じたいじめの防止
インターネット・SNS 等によるいじめは、大人の目に触れにくく、発見がむずかしいため、被害が広範囲かつ長期におよぶ可能性がある。本校では、ICT 担当教員による「SNS 利用上のリスク」についての授業の実施など、日頃から情報モラルに関する教育に取り組む。
また、携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理し、責任を負っている保護者に対しても、家庭における保護者の責務、家庭での教育やルール必要性について周知する。

（６）授業公開による授業改善
授業参観、授業公開を実施し、すべての生徒が授業に参加できる授業改善を行い、いじめ防止につなげる。また、家庭との情報交換の一助とする。

（７）いじめ防止の取り組み評価の実施
学校評価の項目としていじめ防止に関連した項目を設け、取り組み状況の把握、ふりかえり、改善に向けての材料とする。

（８）一貫教育校内での連携
慶應義塾内の一貫教育校（小学校および高等学校）と連携し、年 2 回の一貫教育校いじめ問題連絡会などで、児童・生徒に関する情報交換を行う。また、必要に応じ学校長間あるいは主事間での情報交換も行い、連携を図る。

3. いじめの早期発見のための校内組織

（1）生徒係会議

〔構成員〕 部長、主事、全体生徒係、各学年生徒係

〔開催日〕 原則として週1回の定例会を開く。臨時に開く場合もある。

〔内 容〕 いじめ案件の情報収集・状況把握に努める。各生徒係は、日常的に各担任や教科担当者、その他の教職員、スクールカウンセラー、保健師などからいじめ案件にかかわる情報収集を行う。

（2）各学年会議

〔構成員〕 各学年担当教員

〔開催日〕 週1回の各学年の打ち合わせ（短時間）、および年5～6回の各学年会議（長時間）

〔内 容〕 各学級の状況、生徒の状況について情報を交換する。

（3）教員会議

〔構成員〕 全専任教員および事務長

〔開催日〕 2週間に1回程度

〔内 容〕 上記（1）、（2）で注意を要する必要があるとされた場合は、教員会議で現状、経過等について報告する。この内容は、必要に応じて講師やその他の職員とも共有し、全教職員で認識の共通化を図る。

4. いじめに関わる情報、または相談があった場合の対応

（1）いじめ対策委員会の設置

委員会の構成員は、生徒係会議の構成員、当該生徒の担任とする。状況によって部会担当教員、スクールカウンセラー、保健師、その他の職員（事務員、用務員）などを加える。

（2）事実確認

上記組織を中心に速やかに事実確認を行う。該当する生徒および保護者、周辺の生徒、教科担当教員等への聞き取りを行い、必要に応じアンケート調査も導入する。インターネット・SNS等を通じたいじめの場合、必要な措置を速やかに行う。

5. いじめの事実が確認された場合

（1）程度により各種の措置を講ずる。次のようなことが考えられる。

○いじめを行った生徒（集団、学級）への担任または生徒係からの指導、および保護者への報告と注意

○いじめを受けた生徒への担任または生徒係からの助言、保護者への報告と助言

○いじめを傍観していた生徒（集団、学級）への担任または生徒係からの指導、必要に応じて保護者への報告と注意

（2）さらに悪質と考えられる場合、また上記の措置でも改善が見られない場合

教員会議（必要に応じて臨時教員会議を招集）で、事実の報告と当該生徒への対応について検討する。いじめの内容によって、部長からの厳重注意、あるいは学則に従い懲戒処分を与える。当該生徒および保護者にその内容を申し渡す。全体の保護者会で概要を説明する場合もある。

（3）スクールカウンセラーの活用

当該生徒がいじめに関わった背景にも目を向け、心理的な深い原因があると判断される場合には、スクールカウンセラーの利用なども適宜勧める。

6. 重大事態発生の場合

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことをいい、保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

〔組 織〕 上記組織を中心として対応に当たる。状況によっては専門的な知識を有する第三者の参加を求め、調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

〔報 告〕 学校の設置者および神奈川県知事に対して、（1）事態発生の報告および、（2）事態についての調査・対処結果の報告を行う。

〔調 査〕 可能な限り速やかかつ網羅的に客観的な事実関係を調査する。該当者のみならず、周辺からの聞き取り、アンケート調査などを行う。

〔家庭・関連機関との連携〕 いじめを受けた生徒と行った生徒および双方の保護者に対して事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。必要に応じて、慶應義塾法務部や専門機関等との連携、対処を行う。